

10%への増税で労働者の生活はどうなる？

10月1日から、消費税が10%に引き上げになります。3%に始まり5%、8%と引き上げられてきた消費税率の改訂ですが、今回の改訂では、新たに2つの制度が導入されるため、これまでとは異なる対応や準備が必要です。あらゆる業種に影響があり、細かなルールへの対応が必要になる「軽減税率制度」について学習しましょう。

まず、消費税は私たちが普段、商品の購入やサービスを受けたときに、現在はその対価の8%を負担しています。個人の生活では価格が増すことだけを懸念しますが、企業となると消費税を支払うだけでなく、預かった分を納付しなければなりません。

消費税納税義務者となる課税事業者と、免税事業者に分かれます。細かな特例はありますが、原則的には基準期間（前々年度）における課税売上高が1000万円以下の事

業者は免税となります。納税義務者は「課税売り上げにかかる消費税額（もらった消費税）」から「課税仕入れにかかる消費税額（支払った消費税）」を引いた「差額」を税務署に納めます。例えば、仕入れ額が1000万円でその消費税が80万円、売上額が1500万円でその消費税が120万円だとすると、120万円-80万円=40万円を、消費税として納付することになります。この差額がマイナスになった場合は還付されます。設備投資をしたときなどの消費税も、支払った消費税として預かった税額から差し引きします。

まず、企業経営が増税で受ける影響という意味では、合計金額が上がればお財布の紐は固くなり、企業としては増税前の受注が増える想定をしておいた方がよいが、以前の増税より荷動きがあまり良くないのではと懸念されます。

今後の見通しについても、楽観的な要素は少ないです。10月の消費増税前の駆け込み需要で名目経済成長率は1%増となる予想ですが、名実逆転は解消するものの、日本経済は正念場を迎え、むしろ10月以降、可処分所得の減少や、消費行動に及ぼす悪影響は避けられません。

国の財政状況から今後も消費税は増税されていくことが予想されます。この軽減税率は低所得者層への配慮という名目で導入されたものです。しかし、この「品目によって税率を変える」という制度は、これまで日本にはなかったものなので、導入後の混乱は必至でしょう。

増税分の使い道は何？

その答えは、“足りないもの”である社会保障費に全額充てられることですが、はたしてそうなるものが疑問です。

新たに加わった主な使い道を見ていくと、①幼児教育・保育の無償化、②待機児童の解消、③高等教育の無償化などがありますが、在日外国人も税金を支払っているのに外国人学校幼児施設は10月から除外されるのです。税金の一部だと考えると、米国から戦闘機などを購入するため、防衛費は今年度予算比1.2%増の5兆3223億円になります。

まずは、災害で被害を受けた地域の復旧、国策となった電柱の地中化問題、劣化した水道管の交換、福島など被災地の復興、最低賃金の引き上げで経済の活性化、人権差別撤廃を図ることではないでしょうか。（執行部 陣内）

■軽減税率制度の対象品目

軽減税率（8%）の対象品目は、①飲食料品（お酒や外食サービスを除く）、②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限り）です。

対象品目…軽減税率8% 対象外品目…標準税率10%

新聞
週2回以上発行される新聞
（定期購読されるものに限り）

①飲食に用いられる設備
（椅子・テーブルなど）のある場所において、
②飲食料品を飲食させるサービス

持ち帰りのための容器に入れ、
または包装を施して行う飲食料品
・牛丼屋のテイクアウト
・コンビニの弁当（※）
※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など

有料老人ホーム等で
提供される
飲食料品

外食
・牛丼屋などの店内飲食
・フードコートでの飲食

飲食料品
（食品表示法に規定する「食品」）

酒類

一体商品

1万円（税抜）以下の少額のもので、
価額のうちに軽減税率の対象となる食品
の占める割合が2/3以上である場合に
限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品
医薬部外品等



発行
大阪市港区築港1-12-27
全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
発行責任者 國分仁昭



支部定期大会に向けて議論を!

支部執行委員長 樋口万浩

今年の春闘は、ここ数年産別最低賃金を独占禁止法に抵触するとして回答をかたくなに拒否している日本港運協会（日港協）に対して、中央労働委員会にあっせんを申し出て、あっせん委員から「独占禁止法の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産別別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること」というあっせん案が出ました。

組合側はこれを受諾するもの日港協は「中央労働委員会が独禁法問題にならないといってもその言葉に責任はないし、公取委に対する免罪符とはなり得ません」とあっせん案を拒否した。一方、防衛省や依頼を受けた港運業者が沖縄港運協会に事前協議の申請をしないまま、中城湾港で自衛隊車両約200台の積み込みや積み降ろしをしたとして、沖縄地区港湾労働組合協議会は事前協議違反として無期限の抗議ストライキに入った。事前協議制度とは（第9条第1項/輸送体制並びに荷役手段の

形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する）港湾の産別労使協定であり、港湾作業の安全と雇用秩序の維持、港湾の労働力の安定的出力を確保するための制度である。



その後の全国港湾19春闘第1回要求提出の場で日港協の指導性を問いただし、ストライキ通知を行うという異様な中での19春闘が始まり、3月31日（日）始業時より24時間、その後、毎日曜日に反復ストライキを決行。にもかかわらず解決に至らず、4月14・15日においては48時間に及び22年ぶりの平日ストライキとなった。このまま休日ストライキが続けば、GW9連休にもストライキ突入もや

おなしとの判断もあり、島国日本においてあまりにも影響が大きすぎると、いったん休戦として小団交に切り替え、19春闘は7月25日によろやく仮協定までこぎつけた。しかし、仮協定の中身は一定の前進は見たものの、肝心の産別別最低賃金については切り離れた形となった。このことを春闘が始まって数回に及びストライキを行った結果としてはどう総括するのか、また、沖縄中城湾港において事前協議違反をした「はくおう」が釧路港に臨時寄港で事前届出の文書が出たことは評価するが、沖縄での事前協議違反に対して謝罪が全くない状態である。

また、大阪における全日建連帯関係支部に対する権力による大弾圧が続いていることは、労働組合として重要な場面に直面している。

さまざまな課題がある中、10月5日に行われる大阪支部定期大会では、組合員に活発な議論をして頂き、これからも大阪支部の前進と団結の意思を固めていこう。